

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(9)

目

次

国民保護対策本部

訓令

緊急処理事態対策本部

○富山県国民保護対策本部及び富山県緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

1

訓

令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県国民保護対策本部長

富山県緊急処理事態対策本部長

富山県知事 新 田 八 朗

富山県国民保護対策本部

訓令第 1 号

富山県緊急処理事態対策本部

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する規程 $\left[\begin{array}{cc} \text{富山県国民保護対策本部} & \\ \text{平成18年} & \text{訓令第 1 号} \\ \text{富山県緊急処理事態対策本部} & \end{array} \right]$ の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「置き、」の次に「防災課長及び」を加える。

別表第 1 の 1 の表危機管理部の項、知事政策部の項及び地方創生部の項を次のように改める。

危機管理部 〔危機管理局 長 危機管理局 次長〕	対策本部の 運営、各部 との連絡調 整等に関す ること。	総務班 〔危機管理課長 危機管理課員、 防災課員、消防 課員及び受援・ 応援関係室課員〕	1 国民の保護のための措置の 総括に関すること。 2 対策本部の庶務に関すること。 3 本部員会議に関すること。 4 緊急輸送車両の確認証明に 関すること。 5 各部、市町村、関係機関等 の被害状況の取りまとめ並び に県内及び県の周辺地域の被 害状況等の把握に関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び活動 状況の把握に関すること。 7 災害現場に出動した消防部 隊の指導連絡に関すること。 8 市町村の消防の相互応援に 関すること。 9 消防組織、消防団、自主防 災組織等の活動状況の把握に 関すること。 10 高圧ガス、液化石油ガス、 火薬類等の災害対策に関す ること。 11 ガス取扱事業者及び火薬取 扱事業者からの情報収集及び これらの事業者への要請に関 すること。 12 武力攻撃災害発生時の退避 の指示及び警戒区域の設定に 関すること。 13 特殊標章（赤十字標章を除 く。）等の交付及び管理に関 すること。 14 国民の保護のための措置に 関する市町村との連絡調整に 関すること（他部の分掌事務 に係るものを除く。）。 15 国民保護協議会に関す ること。 16 受援・応援に係る総合調整 に関すること。 17 救援物資の備蓄、搬送及び 配分に関すること。 18 その他各部及び各班に属し ないこと。
---	---	---	--

		航空運用調整班 〔消防課長 防災航空センタ ー所員〕	ヘリコプターの運用調整に関する こと。
知事政策部 〔知事政策局 長 知事政策局 次長、政策 推進室長及 び企画室長〕	政府、国会 その他の機 関に対する 要望事項の 取りまとめ、 報道等に関 すること。	総合政策班 〔総合政策課長 総合政策課員〕	1 政府、国会その他の機関に 対する要望事項の取りまとめ に関すること。 2 部内の被害報告の取りまと め及び連絡調整に関すること。 3 他班実施事項の応援に関す ること。
		広報班 〔広報課長 広報課員〕	1 報道機関との連絡調整及び 報道の依頼に関すること。 2 国民の保護のための措置に 関する広報及び広聴に関する こと。
		応援1班 〔政策推進室課長 (ブランディ ング推進担当、カ ーボンニュート ラル推進担当及 びジェンダーギ ャップ対策担当) 政策推進室員〕	他班実施事項の応援に関するこ と。
		応援2班 〔企画室課長 (成長戦略担当、 人口未来担当、 総合計画担当及 びウェルビーイ ング推進担当) 企画室員〕	他班実施事項の応援に関するこ と。
地方創生部 〔地方創生局 長 地方創生局 次長、ワン チームとや ま推進室長、 デジタル化 推進室長及 び多文化共 生推進室長〕	市町村から の応援依頼 に係る国民 の保護のた めの措置に 関すること。	地域振興班 〔ワンチームとや ま推進室課長 (地域振興担当) ワンチームとや ま推進室員〕	1 部内の被害報告の取りまと め及び連絡調整に関すること。 2 他班実施事項の応援に関す ること。
		応援班 〔ワンチームとや ま推進室課長 (中山間地域支 援・移住促進担 当) ワンチームとや ま推進室員〕	他班実施事項の応援に関するこ と。

		市町村支援班 〔ワンチームとやま推進室課長（市町村支援担当）ワンチームとやま推進室員〕	1 市町村からの応援依頼に関すること。 2 市町村の行財政運営の支援に関すること。 3 市町村からの安否情報の収集等に関すること。 4 各部からの安否情報の取りまとめに関すること。
		デジタル化推進班 〔デジタル化推進室課長（デジタル戦略担当、行政デジタル化・生産性向上担当及び情報システム担当）デジタル化推進室員〕	1 庁内LAN及び関連システム・サービスの維持に関すること。 2 対策本部の情報伝達手段の整備に関すること。 3 他班実施事項の応援に関すること。
		多文化共生推進班 〔多文化共生推進室課長（国際担当及び外国人共生社会推進担当）多文化共生推進室員〕	1 外国人に対する広報に関すること。 2 外国人の避難、救援、連絡調整等に関すること。 3 県内に在住する外国人に関する市町村、関係機関等との連絡調整及び安否情報の収集に関すること。

別表第1の1の表地方創生部の項の次に次の1項を加える。

観光推進部 〔観光推進局長 観光推進局次長、観光振興室長及び観光資源活用室長〕	観光に係る国民の保護のための措置に関すること。	観光振興班 〔観光振興室課長（観光戦略担当及び国際観光担当）観光振興室員〕	1 観光施設（旅館・ホテルを含む。）との連絡調整及び災害対策に関すること。 2 観光客の災害応急対策に関すること。
		応援班 〔観光資源活用室課長（コンベンション・賑わい創出担当及び世界遺産・ふるさと教育推進担当）観光資源活用室員〕	他班実施事項の応援に関すること。

別表第1の1の表経営管理部の項を次のように改める。

経営管理部	職員の動員	動員応援派遣班	1 職員の動員に関すること。
-------	-------	---------	----------------

経営管理部 長 経営管理部 次長、人事 企画室長及 び財産管理 室長	等に関する こと。	人事企画室課長 (人事担当) 人事企画室員	2 災害時の他の都道府県への 応援依頼に関する事 3 職員の受入れ及び派遣に関 すること。 4 職員の手当、被災給付、補 償等に関する事 5 部内の被害報告の取りまと め及び連絡調整に関する事
		応援1班 人事企画室課長 (行政運営担当 及び人材戦略担 当) 人事企画室員	他班実施事項の応援に関する事
		秘書班 秘書課長 秘書課員	本部長の秘書に関する事。
		法務文書班 法務文書課長 法務文書課員	1 不服申立て、訴訟等の処理 の指導、助言及び調整に関 すること。 2 公文書の保管に関する事。 3 他班実施事項の応援に関 すること。
		応援2班 統計調査課長 統計調査課員	他班実施事項の応援に関する事
		学術振興班 学術振興課長 学術振興課員	1 私立学校の災害対策に関す る事。 2 私立学校の児童、生徒及び 教職員の避難等に関する事。
		財政班 財政課長 財政課員	1 国民の保護のための措置の 関係予算その他の財務に関す る事。 2 県議会との連絡に関する事 こと。
		管財班 財産管理室課長 (管財担当) 財産管理室員	1 県有自動車の配備及び供与 車両の使用の調整に関する事 こと。 2 臨時電話の配備及び庁内放 送に関する事。 3 庁舎内外の整備（現地対策 本部及び仮庁舎の設営を含む。） に関する事。 4 対策本部の通信施設の整備 (防災行政無線の運用を含む。) に関する事。
		県有財産班 財産管理室課長 (民間活力導入	1 県有財産の被害調査の取り まとめに関する事。 2 他班実施事項の応援に関す

		・財産活用担当) 財産管理室員	ること。
		税務班 〔 税務課長 〕 〔 税務課員 〕	1 災害に伴う県税の減免、徴収猶予等に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。

別表第1の1の表中

「		スポーツ振興班 〔 スポーツ振興課長 〕 〔 スポーツ振興課員 〕	1 体育施設の災害対策に関すること。 2 体育施設における避難所の確保、開設及び運営に関する協力に関すること。 3 他班実施事項の応援に関すること。
		国際班 〔 国際課長 〕 〔 国際課員 〕	1 外国人に対する広報に関すること。 2 外国人の避難、救援、連絡調整等に関すること。 3 県内に在住する外国人に関する市町村、関係機関等との連絡調整及び安否情報の収集に関すること。」

を

「		スポーツ振興班 〔 スポーツ振興課長 〕 〔 スポーツ振興課員 〕	1 体育施設の災害対策に関すること。 2 体育施設における避難所の確保、開設及び運営に関する協力に関すること。 3 他班実施事項の応援に関すること。」
---	--	---	---

に改め、同表厚生部の項及び商工労働部の項を次のように改める。

厚生部 〔 厚生部長 〕 〔 こども家庭支援監、厚生部次長、こども家庭室長及び健康対策室長 〕	保健、医療、福祉及び防疫対策に係る国民の保護のための措置に関すること。	厚生企画班 〔 厚生企画課長 〕 〔 厚生企画課員 〕	1 被災者の保健医療福祉の総括に関すること。 2 被災者の生活再建支援に関すること。 3 被災者に対する生活保護及び法定外援助に関すること（義援金の要請及び受入れ並びに見舞金品の配分を含む。） 4 被災者に対する国民健康保険等の保険料の徴収、給付等の特別措置に関すること。 5 赤十字標章等の交付及び管理に関すること。
---	-------------------------------------	-----------------------------------	---

		6 災害時要援護者の被害及び避難状況の取りまとめに関する こと。 7 部内の被害報告の取りまとめ 及び連絡調整に関すること。 8 部内の所管施設等への避難 住民の受入れに関すること。
高齢福祉課 〔 高齢福祉課長 〕 〔 高齢福祉課員 〕		1 高齢者の安全確保、救援及び 支援に関すること。 2 老人福祉施設等の災害対策 に関すること。 3 被災者の保健医療福祉に関 すること。
こども家庭班 〔 こども家庭室課 長（こども政策 担当、子育て支 援担当及びこど も未来担当） こども家庭室員 〕		1 児童の安全確保、救援及び 支援に関すること。 2 児童福祉施設の災害対策に 関すること。 3 被災者に対する母子福祉資 金、父子福祉資金及び寡婦福 祉資金の融通に関すること。 4 被災者の保健医療福祉に関 すること。
障害福祉班 〔 障害福祉課長 〕 〔 障害福祉課員 〕		1 障害者の安全確保、救援及び 支援に関すること。 2 障害福祉施設の災害対策に 関すること。 3 被災者の保健医療福祉に関 すること。
医務班 〔 医務課長 〕 〔 医務課員 〕		1 災害時における医療機関と の連絡に関すること。 2 救護班の編成に関すること。 3 救護所の開設に関すること。 4 医療機関等の被害調査及び その対策に関すること。 5 入院患者の避難及び安否情 報に関すること。 6 医療及び助産に係る人員、 医薬品、医療用資機材等に関 すること。 7 一般病院における医療救護 活動及び患者の受入れに関す ること。 8 被災者の保健医療福祉に関 すること。
健康班 〔 健康対策室課長 （健康担当） 健康対策室員 〕		1 精神保健に関すること。 2 保健衛生に関すること。 3 被災者の保健医療福祉に関 すること。

		感染症・疾病対策班 〔健康対策室課長 (感染症・疾病 対策担当) 健康対策室員〕	1 防疫対策に関すること。 2 感染症対策に関すること。 3 被災者の保健医療福祉に関すること。
		生活衛生班 〔生活衛生課長 生活衛生課員〕	1 食中毒の防止、水質の検査等食品衛生及び環境衛生の保持に関すること。 2 環境衛生関係施設（上水道及び入浴施設を含む。）の災害対策に関すること。 3 災害時の飲料水の供給に関すること。 4 災害時の死体の処理及び埋葬の指導、指示及び対策に関すること。 5 飼養動物の保護及び処理に関すること。 6 被災者の保健医療福祉に関すること。
		薬事指導班 〔薬事指導課長 薬事指導課員〕	1 災害対策用医薬品に関すること。 2 医薬品製造施設等の安全確保及び災害対策に関すること。 3 被災者の保健医療福祉に関すること。
		くすり振興班 〔くすり振興課長 くすり振興課員〕	1 災害対策用医薬品に関すること。 2 医薬品製造施設等の安全確保及び災害対策に関すること。 3 被災者の保健医療福祉に関すること。
商工労働部 〔商工労働部長 商工労働部次長、成長産業推進室長、地域産業振興室長及び多様な人材活躍推進室長〕	商工労働に係る国民の保護のための措置に関すること。	成長産業推進班 〔成長産業推進室課長（商工企画担当、立地通商担当及びエネルギー政策担当） 成長産業推進室員〕	1 商工対策の総括に関すること。 2 商工業関係資材等の緊急輸送の連絡調整に関すること。 3 工場、事業場等の災害対策に関すること。 4 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 5 商工業関係団体との連絡に関すること。 6 物流（他班実施事項に関するものを除く。）に関すること。 7 電力会社からの情報収集及び電力会社への要請に関すること。

			こと。 8 部内の所管施設等への避難住民の受入れに関すること。
		地域産業振興班 〔地域産業振興室 課長（経営支援 担当、スタート アップ創業支援 担当及び伝統産 業支援担当） 地域産業振興室 員〕	1 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関する こと。 2 大規模店舗（店舗面積が 10,000平方メートル以上の店 舗をいう。）への連絡に関す ること。 3 商工会議所、商工会及び中 小企業団体中央会との連絡に 関すること。 4 他班実施事項の応援に関す ること。
		多様な人材活躍推進 班 〔多様な人材活躍 推進室課長（労 働政策担当、人 材確保推進担当 及び働き方改革 ・女性活躍推進 担当） 多様な人材活躍 推進室員〕	1 労働者の被災状況の調査に 関すること。 2 復帰した住民及び被災者の 就職支援に関すること。 3 勤労者に対する災害対策復 旧資金の融資に関すること。 4 災害応急対策及び災害救援 に係る労働者の確保の要請に 関すること。 5 他班実施事項の応援に関す ること。

別表第1の1の表中

「		建築住宅班 〔建築住宅課長〕 〔建築住宅課員〕	1 被災建築物の状況の把握に 関すること。 2 被災建築物等の危険度判定 に関すること。 3 応急仮設住宅対策に関する こと。 4 県営住宅の応急修理等に関 すること。	」
を				
「		建築住宅班 〔建築住宅課長〕 〔建築住宅課員〕	1 被災建築物等の危険度判定 に関すること。 2 応急仮設住宅対策に関する こと。 3 県営住宅の応急修理等に関 すること。	」

に改める。

別表第1の2の表中

「		生涯学習・文化財班 〔生涯学習・文化財室長 生涯学習・文化財室員〕	1 公民館等の災害対策に関する こと。 2 避難所収容者に対する生活 指導に関する こと。 3 災害活動に協力する婦人 会、青年団等の連絡調整に 関 する こと。 4 文化財の保護に関する こ と。」
を 「		生涯学習・文化財班 〔生涯学習・文化財課長 生涯学習・文化財課員〕	1 公民館等の災害対策に関する こと。 2 避難所収容者に対する生活 指導に関する こと。 3 災害活動に協力する婦人 会、青年団等の連絡調整に 関 する こと。 4 文化財の保護に関する こ と。」

に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)